

# 特記仕様書

(R5.3.1)

工事番号	2024140005
工事名	排水路改修工事(柿碓町)

(適用範囲)

第1条 この特記事項以外は下記を準拠する。  
 ・安城市契約規則、安城市工事等施行に関する事務取扱要領、工事監督要領及び設計変更事務取扱要領  
 ・工事請負契約書  
 ・愛知県農林基盤局発行工事標準仕様書  
 ・関係法令及び諸工事基準

なお、工事標準仕様書は、愛知県農林基盤局農地部農林総務課ホームページにて、最新のものを確認すること。

(公表歩掛の参考明示)

第2条 この設計書に記載される歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

第3条 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。  
 なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示			
I	工法関係	① 工事施工関係	1 工法指定	指定工種及び工法 工法指定する理由					
			○ 2 仮設工事	仮設工法 仮設工法選定条件	仮設道路・水替工				
			3 仮設備	仮設備の構造 仮設備の施工方法 仮設備の設計条件					
			4 薬液注入	設計の前提条件 施工区分 材料種類 施工範囲 削孔本数及び延長 注入量及び注入圧 周辺環境調査の内容					
				5 現場発生品	品名・規格・数量 引渡場所・運搬距離 再使用の有無				
					6 支給品及び貸与品	品名・規格・数量 品質・性能 引渡場所・運搬距離			
				7 部分使用		部分使用箇所 部分使用時期 部分使用目的			
		② 工事用道路		1 一般道の使用	搬入経路 搬出経路 使用期間 使用時間帯 使用中・使用後の処置内容				
			2 仮道路		仮設道路の構造 安全施設等の設置内容 安全施設等の設置期間 工事終了後の存置・撤去 維持補修の内容				
				③ 品管	1 品質管理	品質管理に関する条件			
		II	工程関係	① 関連工事	1 関連工事	関連する工事名及び発注者 関連する工事内容 調整結果内容 施工に係る条件			
						2 公共補償工事等 他管理者協議	管理者名 協議結果内容 施工に係る条件 協議成立見込時期 (未了の場合)		
							3 占用支障物件協議	占用支障物件名 協議結果内容 施工に係る条件 協議成立見込時期 (未了の場合)	



大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示
		②	建設廃棄物の処理	搬入元利用方法 数量 設計書のとおり	処理等施設の名称 片道運搬距離 処理方法受入条件等 中間処理施設 設計書のとおり	○
※ 建設廃棄物の数量については、実数にて設計変更を行う。						
VI	資料の確認	①	資料の確認	1 地質調査報告書の貸与 2 測量成果簿の貸与 3 用地境界杭の確認資料提示 4 測量基準点の確認資料提示 5 地下埋設物の確認資料提示 6 設計委託成果の貸与		
VII	その他	①	その他	1 調査・試験等に対する協力 2 工事施工後にしか設計数量が定まらない工種		

(工程表)

第4条 安城市工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。  
但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合(兼務工事)は、現場代理人等届の添付書類として、兼務届及び工程表を添付すること。

(下請届)

第5条 安城市工事請負契約約款第7条に記載のある下請届は、提出不要とする。

(監督員)

第6条 標準仕様書に記載のある専任監督員、主任監督員及び総括監督員は、監督員、担当係長及び担当課長と替替えるものとする。

(予定週工程の報告)

第7条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出すること。

(建設副産物の報告)

第8条 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱のうち、「あいくる材使用状況報告書」及び「あいくる材使用実績集約表」の提出は不要とする。

(施工計画書記載省略項目の記載指示)

第9条 施工計画書の記載省略項目については、監督職員と協議し、その指示に従わなければならない。

(履行報告)

第10条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(電子納品)

第11条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとする。なお、情報共有システムを利用しようとする場合は監督員と協議し決定する。その結果、情報共有システム利用の対象としたものについては、愛知県の基準を準用するものとする。

(架空線等上空施設)

第12条 受注者は、工事着手前に架空線等上空施設の調査を行い、損傷及び感電防止等の必要な措置を講じなければならない。

(資材搬入路)

第13条 受注者は、資材の搬入等の際に道路を損傷させないように注意すること。もし損傷した場合は受注者の責により速やかに措置を講じること。

(道路使用許可申請書の提出)

第14条 受注者は、安城警察署に道路使用許可申請書を提出すること。申請費用は受注者が負担するものとする。

(排水路の縦断勾配の決定)

第15条 受注者は、排水路施工前までに既設水路の現況高を調査確認し、計画水路勾配を監督員と協議し決定するものとする。

(工期設定条件)【参考明示】

第16条 工期には、施行に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでおり、特記仕様書として参考明示する。

準備期間	60日間
不稼働日数	9日間
後片付け期間	20日間
雨休率	0.76